

## 第5章 試験及び単位の取得

### (試験)

第16条 履修授業科目については試験を行うものとする。

- 2 病気その他、やむをえない事故のため、試験を受けることができなかった者については、追試験を行うことができる。

### (試験の実施時期)

第17条 試験は毎学年末に行うものとする。ただし、前期に終了する授業科目については、当該学期末に試験を行うことができる。

- 2 授業科目担当者が必要と認めたときは、臨時試験を行うことができる。

### (試験の方法)

第18条 試験の方法は、大学院委員会の方針に従い、各研究科委員会が定める。

### (成績の評価及び単位の認定)

第19条 試験成績の評価は次のとおりとし、合格者に所定の単位を与える。

#### (1) 科目試験

1. 秀 合格
2. 優 合格
3. 良 合格
4. 可 合格
5. 不可 不合格

(2) 論文試験（修士課程又は博士前期課程にあつては特定の課題についての研究成果に関する試験を含む。）の評価については各研究科委員会が定めるところによる。

#### (3) 最終試験

1. 合格
2. 不合格

### (単位認定の時期)

第19条の2 前条に規定する単位の認定は、授業科目の履修が終了する学年末又は学期末において行う。

### (受験資格)

第20条 学修についての正規の手続を怠っている者、出席常でない者及び学費の納付を怠っている者は、受験資格を失うものとする。

### (履修証明書)

第21条 所定の単位を取得したものには、必要に応じて履修証明書を与える。